

第二回 九月三日 六、七三六名 内一回目二〇二名あり

計 海老江の残部 一六、七八七名

第一回 九月四日 九、〇四八名

第二回 同 十二日 七、九九七名 内一回目三〇五名あり

延人員 一七、〇四五名
合計延人員 三六、七九四名

同 上 (中津署管内)

大仁町 第一回 九月四日 四、〇六五名

第二回 同 十一日 三、四八〇名 内一回二七六名あり
同 三二名 末廣市場

北浦江 計 七、五七七名

第一回 九月四日 五、二九〇名
第二回 同 十一日 四、四二〇名 内一回目二〇一名

計 九、七一〇名
この合計延人員 一七、二八七名
二口合計延人員 五四、〇八一

塚本町及花川町
第一回 九月七日 一、一五八名
第二回 同 十三日 一、一五八名

計 二、三一六名
總計延人員 五六、三九七名

疫痢に對する諸注意

昭和六年七月、區内に疫痢患者が発生し、尙今後續發の模様にて此際捨て置き難しと腸空扶斯に對すると同様注意書を所轄、中津、福島兩警察署と協力の下に配付した。

内容は『其の症狀』と『其の豫防方法』で詳細に容易に判るやう記する處があつた。

猩紅熱患者増加す

昭和七年十月、陸軍特別大演習あり、大阪府では告示第五六八號を以て猩紅熱の疑似症に對しても傳染病豫防法の全部を適用せらるゝ事となつて同病患者の發生が著しく増加しつゝある爲に一層の注意を促す事とした。特に警察署より印刷物あり、各戸に漏れなく配布し之が普及と實行の徹底を期した。

狂犬病豫防

大正十五年六月、最近犬の咬傷被害を蒙るものが頗に激増し、狂犬病頻發するので、此際豫防撲滅に努むる事となつて、所轄警察署と交渉し此の主旨を普及徹底せしむる上に特に印刷物を配り一般組合員は勿論、特に飼犬者に對し注意を喚起した。

◇
續いて同年九月十一日より十七日までの狂犬病豫防週間に當り、野犬の捕獲を勵行する事となり、飼犬の届出と繫留と野犬の犬は五拾錢、仔犬は貳拾五錢で買上に就き注意を促す。

◇
昭和二年五月、狂犬病の發生數が著しく逐年増加する傾向があり、是を大正十二年の大阪府の調査に據ると、狂犬數千三百五十餘頭、恐水病患者四十七名を發生し、全國第一位といふ憂ひ可き實狀である。本年も六月一日より七日までの狂犬病豫防週間に大々的に豫防宣傳に努むる事とし、印刷物配付其他の方法

で組合員の注意を喚起す。

◇ 昭和參年十月一日より一週間を期して狂犬病豫防週間、野犬驅除の徹底により、専ら野犬の撲滅及飼犬に對する豫防注射の普及等に相當苦心し、銳意病毒の掃蕩に努む。

◇ 昭和五年五月、狂犬病豫防週間（五月八日より五月十四日まで一週間）につき、左の注意を組合員に掲示により喚ぶ。

- 一、飼犬は豫防注射をする、警察署に届出る、飼主の名札を附ること。
- 一、買上は週間中犬一頭に就き五拾錢で買上る、警察署へ連れて行くこと。
- 一、豫防注射は犬に咬まれたら直に受ること、大阪府衛生課で無料で施行する。

◇ 狂犬病豫防週間を十一月廿四日より同三十日まで施行し、夫々組合員に前記以外飼犬は週間中繋いで置くやう注意を促す。尙本年も買上げは一頭五拾錢である。

◇ 昭和七年、例年通り、狂犬病豫防週間である六月一日より七日までの一週間、豫防注射勵行、犬買上其他につき警察當局と交渉し組合員に注意す。

◇ 昭和八年七月十日より十六日までの狂犬病豫防週間に際して印刷物を配付し、この全國一齊の企に對し大いに注意を喚起す。

- 一、飼犬に對し届出、頸環に名札をつけ、豫防注射をする。
- 一、野犬の捕獲と共に週間中不用の犬は大小の別なく一頭五拾錢で買上ぐ。
- 一、狂犬病豫防注射は日曜、祭日を除き毎日大阪府廳で行ふ。
- 一、犬に咬れた場合の注意。

結核豫防に努む

大正十五年四月廿二日より一週間結核豫防週間催され、鶯洲第一小學校講堂で専門大家を招き結核豫防

大講演會を催す。

昭和二年四月廿四日より同三十日に至る七日間結核豫防週間に際し、大阪結核豫防協會、府衛生會主催の下に市、區、各警察署、衛生組合と一致し豫防宣傳の衝に當り、其一方法として象徴とする健康ボタン（一個拾錢）の佩用其他具体的に努力す。

昭和三年四月二十七日、全國一齊結核豫防デーに際し、結核に關する智識の開發に資し、尙結核豫防に關し公衆の覺醒を促すため大阪府結核豫防協會及大阪府衛生會共同主催で宣傳方法に就き健康ボタン、印刷物の頒布に努む。尙これに先じ四月二十一日より同月廿七日迄を結核豫防週間となし、右勸誘と共に宣傳す。爾來、毎年四月の結核豫防週間に各種宣傳に努む。

講演、活動寫眞會

大正十五年六月、大阪市保健部主催の衛生宣傳巡回活動寫眞會を左の通り開催し、衛生思想の普及に努む。

- ◎ 六月二十八日 第四鷺洲小學校
- ◎ 六月二十九日 第一鷺洲小學校

始めての衛生デーに際して

昭和二年四月下旬、長崎に於いて大阪市衛生組合聯合會の提案により、毎年六月六日を「衛生デー」と定め、全國都市一齊に衛生思想の向上普及に努むる事として、全國都市衛生組合聯合會で議決さる。本組合では右の舉行は公衆衛生上裨益する所尠からず、相助長してこれが實行の圓滑を圖り、適當の施設をなす事として（一）衛生講演會を次の通り開催し（二）ポスター、宣傳ビラ其他を配付する事とす。

全國衛生デー講演會（六月六日）

- ◎ 會 場 鷺洲第一、二、三、四小學校
- ◎ 講演者 石塚大藏 伊東重雄 土生鎮雄
贊 彌三郎 金崎茂雄 邑上順一

松下正馬 卷野止男 佐藤源治

大正十五年七月、横濱方面に於てペスト病の流行から侵入の憂ひあり、危険此上なく其の豫防方法を講ずるため西淀川區衛生組合聯合會と共に傳染病豫防宣傳講演會を次の通り舉行す。

七月十一日 鷺洲第二小學校 同 十三日 同 第三小學校
同 十五日 同 第四小學校 同 十六日 同 第一小學校
プログラム 浪花節、琵琶、講演

昭和二年六月廿六日及同月二十九日、傳染病豫防宣傳活動寫眞會を區内鷺洲第三及同第四小學校で次のプログラムにて開催し、入場者四千數百名に上る。

◎映 畫 『衛生劇』妖雲散じて、毒矢を受けて『人情劇』國を舉げて、母と子『風景實寫』ある雪の夜話『線畫』天國と地獄(以上大阪市保健部所藏)

昭和二年七月二日、引續き傳染病豫防宣傳活動寫眞會を區内鷺洲第二小學校で開く、入場者約貳千名を

算す。

◎映畫の種類 『風景實寫』二見ヶ浦『衛生劇』毒矢を受けて『線畫』天國と地獄『人情劇』國を舉げて(以上大阪市保健部所藏)

同年七月二十一日、衛生宣傳講演會を鷺洲第一小學校々庭で開く。

昭和三年六月六日、全國衛生デー舉行につき、當組合は西淀川區衛生組合聯合會と共に宣傳ビラを衛生標語を記入して配付し、一方講演會を同日、會場を鷺洲第一、二、三、四小學校に分ち開催す。

講演者(いろは順) 石塚大藏、伊東重雄、土生重雄、贊彌三郎、金崎茂雄、邑上順一、松下正馬、卷野止男、佐藤源治

會場を區内小學校に依頼して、同年六月二十六日(海老江) 同六月二十九日(北浦江) 同七月十七日(大仁)

左のプログラムで衛生活動寫眞會及講演會を開催す。

一、衛生組合長開會の辭

一、防疫課長の挨拶

一、映畫 衛生劇『妖雲散じて』全五卷、人情劇『國を舉げて』全四卷、風景實寫『ある雪の夜話』

一卷、線畫『天國と地獄』一卷

同七月二十三日(南浦江)

一、學童々譚、講演、琵琶、其他

尙次のプログラムで聞き、引續き病魔の活躍期の折柄、衛生思想普及に努む。

一、映畫 漫畫『花咲爺』全一卷 一、傳病豫防劇『輝くは誰』全三卷

一、人情劇『藤太郎と母』全二卷



昭和四年七月 傳染病發生の季節柄豫防上に萬全の策を講じ、其保健衛生上の注意を喚ぶ一法として左の通り衛生劇を催す。

プログラム (會場各區内小學校)

一、喜劇 『とんだまちがい』一場

一、講話

一、衛生劇 『街の人々』三場



昭和五年四月廿六日午後七時より鷺洲第一小學校で、大阪結核豫防協會、大阪府衛生會 西淀川區役所と共同主催にて結核豫防講演と映畫の會(入場無料)を行ふ。

講師 市立大阪戸根山病院院長 醫學博士 辻川 健次

同 日本赤十字社大阪支部病院 醫學博士 打田 義芳

映畫 人類の敵 全四卷 其他



同年七月、愈々傳染病發生の季節とあつて、罹病せぬ萬全の策を講ずるため、此際大いに注意を喚起に努め、衛生宣傳會として講演と衛生劇を開催す。

プログラム 一、喜劇『親孝行夕刊賣』二幕二場 一、衛生劇『嫁と嫁』三幕

七月七日 鷺洲第三小學校

同十一日 鷺洲第四小學校

同九日 鷺洲第一小學校

同 十日 鷺洲第二小學校

昭和六年七月、講演と映畫の會を左の通り健康週間を機會に入場券と共に傳染病豫防に關する注意書を配付し

八月二日 會場 鷺洲第二小學校

七月二十七日 同 第四小學校

同 二十八日 同 第三小學校

同 二十九日 同 第一小學校

映畫プログラム『耕すは誰』 全三卷 『母なればこそ』 全三卷

狂暴な病魔の活躍期である盛夏に際して本年は特にチブス、赤痢、疫病が甚しく流行し、今秋には一層猖獗を極める模様である。殊に本秋府下に於て舉行さるゝ陸軍大演習あり、此等の關係上萬全の策を講ずる要あり。折柄七月十五日からの健康週間を機會として、左記の講演と衛生の會を開催し衛生思想を啓發す。

七月十九日 鷺洲第三小學校

七月二十日 同 第四小學校

同 二十一日 大仁本町二丁目空地

同 二十二日 同 第一小學校

一、挨拶 組合長

一、講話 警察署長、顧問醫

一、衛生劇 『三人の子の母』

昭和六年八月 本組合及西淀川區衛生組合聯合會、大阪市衛生試驗所共同主催にて、左の通り西淀川區の衛生展覽會を開き、無料入場を歓迎す。

◎會 期 八月十五日より十七日迄三日間、毎日午前八時より午後四時まで

◎場 所 海老江鷺洲第三小學校(淀川大橋南詰)

◎展覽品 (一)傳染病に關するもの(二)育兒衛生に關するもの(三)結核豫防に關するもの

(四)兒童辨當の營養に關するもの(五)人体寄生虫に關するもの(六)出産前後の心得

に關するもの(七)保健食に關するもの(八)病人の料理に關するもの

尙會期中は無料健康相談所の設備もあり又喀痰糞尿人乳の検査も無料で受付ます
入場券は家族同伴隨意として夫々配付す。

昭和八年八月、左の通り傳染病の流行期の事として衛生宣傳と活動寫眞の會を開く。

八月二十三日 夜 於鷺洲第二小學校

八月二十四日 夜 於鷺洲第四小學校

八月二十五日 夜 於鷺洲第一小學校

八月二十六日 夜 於鷺洲第三小學校

◆番 組 『人の力』(全四卷) 『朗かに生きよ』(全四卷) 『昭チクンの玩具箱』(全二卷)

同 宣 傳 會 成 績

◆八月二十三日 (大 仁) 第二小學校講堂

一、入場者 約貳千五百人

◆八月二十四日 (北浦江) 第四小學校々庭

一、入場者 約貳千五百人

◆八月二十五日 (南浦江) 第一小學校々庭

一、入場者 約三千人

◆八月二十六日 (海老江) 第三小學校々庭

一、入場者 約三千五百人

四日間入場者計 約壹萬壹千五百人

衛 生 宣 傳 路 傍 演 說

昭和三年八月、國を擧げて祝福すべき曠古の御大典に對する衛生施設は完璧を期せなければならぬため
其宣傳の一方法として所轄警察署と協同主催の下に衛生宣傳路傍演說を催した。酷暑の夜、空地を海老江
南浦江に十二ヶ所を得て第一回、其他聖天俱樂部内又は空地にて舉行し多大の好成績を示した。



昭和五年十一月、一日から七日までに開かれた健康週間に際して天王寺公園市民博物館では衛生展覧會を開き、斯界の参考品其他を陳列すると共に會期中館内講堂にて衛生講演、衛生活動寫真其他を催し、中之島中央公會堂では安達内務大臣、關大阪市長、佐伯榮養研究所長諸講師の衛生講演會あり。本區では警察署、在郷軍人會、青年團と協力にて健康増進に關する路傍演説をなす。

大正十五年七月、大阪衛生博覽會長關一市長より同會西淀川區委員長漆島佐吉區長に通じて後援の意味にて組合員の觀覽方、割引入場券の件と共に通知あり、組合役員を通じて大人觀覽券七千六百七十枚十五錢宛、小人觀覽券三千六百枚を交附す。

「守れ衛生、舉つて健康」

昭和五年十一月、別記の通り健康週間を催して近畿府縣聯合の健

康増進の宣傳に努めらるゝや、本組合は例年共都度、所轄警察署、在郷軍人會、青年團其他と相共に連絡を執り極力是が努力を致した。當時配付した宣傳ビラの内容を掲ぐると次の通りである。

◆ 健康法 十則

- ◎ 早く起きて早く寝ること
- ◎ 自然に親み新鮮なる空氣を呼吸すること
- ◎ 常に日光浴をするやう心掛くこと
- ◎ 運動と休憩を適度にし過勞を慎むこと
- ◎ 適當なる營養分を攝取すること
- ◎ 暴飲暴食を慎むこと
- ◎ 身体と衣服を清潔にすること
- ◎ 家屋内を明るく清潔にし空氣の流通をよくすること
- ◎ 傳染病を怖れて豫防を怠らざること
- ◎ 身體に異狀あるときは直に醫師の診察を受けること

◆ 日常衛生十則 (公衆衛生)

病毒に汚染した衣類や器具を消毒せずして用ひたり又は他人に譲り渡したりせぬこと
痰唾は何處にでも吐かぬこと

上水道以外の井戸水などはなるべく飲用に供せぬこと

蠅、蚊、蚤などの発生を防ぎ驅除すること

家屋の内外を清潔にして下水の流水をよくすること

塵芥其の他の不潔物は定められたる場所の外濫りに投棄せぬこと

塵芥箱は必ず完全なるものを備ふることに

便所を清潔にして鼠や蠅の出入を防ぎ時々消毒薬を撒布すること

家畜や家畜を放飼せぬこと

右の外總て衛生のことはお互に日常他人の迷惑にならぬやう心懸くること

昭和五年十一月

帝國在郷軍人會 鷺洲分會
南 浦 江 青 年 團
鷺 洲 衛 生 組 合

健康宣傳の歌 (節は草津、串本、安來、都々逸等)

福 島 警 察 署

春は花見に夏夕涼み

健康なりやこそ月雪見

二世や三世と誓ひはしたが

主の不養生にやあきがきた

きいて頂戴妾の願ひ

お茶屋遊びと朝寝坊

スポーツ狂ならお嫁に行くが

お酒狂なら妾行かぬ

可愛主さんの病のものは

掃除ぎらひのわたしゆゑ

昭和五年十一月

中津警察署管内

在郷軍人各分會
各 青 年 團
各 衛 生 組 合

昭和六年七月、夏期に入り衛生上最も注意を要する事として、特に家内見易き場所に張付けよいよやう大阪市立衛生試験所々長醫學博士藤原九十郎氏の所説事項を列記印刷に附し配附す。

昭和六年十一月、近畿二府四縣聯合主催健康週間（自十一月一日至十一月七日）に際し、本組合も西淀川區衛生組合聯合會と共に「健康は各人の福祉、國力の基調」である事を強調し、折柄開會の市立衛生試験所に於ける衛生展覽會、公會堂に於ける講演會、區内の健康相談所、同齒科相談所の開設と共に宣傳に努む。

尙所轄警察署と協力し、此際國民保健の實を擧ぐると否とが國力の消長に至大の影響ある事を周知せしめ、昨年の第一回健康週間の實施の結果が豫期以上の好成績に鑑み、左の通り一日一善主義の實行により國民保健の實を擧げるために努む

- 第一日（十一月一日）健康デー「早起深呼吸を實行すること」
- 第二日（十一月二日）清潔デー「室内外其他不潔の場所の掃除をすること」

- 第三日（十一月三日）手口の衛生デー「食事前手先の清洗及含嗽を實行すること」
- 第四日（十一月四日）飲食衛生デー「飲食物を充分咀嚼し腹八分を實行すること」
- 第五日（十一月五日）消毒デー「被服寝具の日光消毒及不潔箇所の藥品消毒を實行すること」
- 第六日（十一月六日）身體清潔デー「散髮、梳髮、入浴を爲すこと」
- 第七日（十一月七日）清潔デー「街道路の清潔溝渠等の浚泄を爲すこと」

衛生宣傳標語懸賞募集

昭和二年、次の事項を定めて組合管内小學校兒童から衛生標語を懸賞募集し、衛生思想の啓發に努む。

鷺洲衛生組合管内

小學兒童衛生宣傳標語懸賞募集

- 一 應募者資格 鷺洲第一、第二、第三、第四小學校生徒たる事
- 一 應募用紙 別紙所定の用紙に限る
- 一 締切期日 昭和二年三月二十日限り

一當選發表 同 年四月十日

一審査員

西淀川區長	石塚大藏
福島警察署長	佐藤源治
中津警察署長	金崎茂雄
鷺洲第一小學校長	川添安藏
同 校	松葉兼一
同 第二小學校長	池田伊藏
同 校	小山晋策
同 第三小學校長	味村龜五郎
同 校	羽間通夫
同 第四小學校長	達家推次郎
同 校	正富代次
鷺洲衛生組合長	近森麒一

一審査方法

兒童作品は各校審査委員に於て一校貳拾名を豫選し四校八拾名を以て更に全審

査委員會の審査に附す。

一賞	品	壹等	壹名	金貳拾五圓也(相當品)
		貳等	貳名	金拾圓也(同)
		參等	參名	金六圓也(同)
		四等	四名	金四圓也(同)

以上

一鷺洲衛生組合は以上の規定により衛生標語の懸賞募集を行います當選の標語は種々の方法で宣傳用に使
用致します發表は新聞又は掲示其他の方法で當選者の校名及び氏名を共に記載致します當選者氏名は學
校長迄通知し賞品授與其他は別に定める事と致します

一別紙規定の用紙は大切に保存せられ出来上つたなれば明瞭に記載し所屬學校へお出しを願ひます
尙ほ此標語の作り方や應募に關する不審な點があれば各受持の先生にお問合せを願ひます

昭和二年二月二十五日

鷺洲衛生組合

電話土佐堀三二五一番

◎注意 校名級名氏名なきものは無効です
 鷺洲衛生組合管内
 小學兒童衛生標語用紙

標語一人一に種限る

標語	校名氏名
	鷺洲第 小學校 科
	第 年 組

應募衛生宣傳標語

- 一 尋六 犬に注射を怠るな文明開化の此の世の中に狂犬病治す醫者はない
- 二 尋二 短い爪から病はいらぬ
- 三 高二 きたない所に虫がわく
- 四 尋五 衛生は富と健康を生む
- 五 尋一 エイセイニキヲツケル子ハガクカウヲヤスマヌ
- 六 尋二 エイセイハワガミバカリノタメナラズ
- 七 尋六 一匹の微菌はよく千人を殺す
- 八 尋三 早起き早寝腹八分
- 九 高一 夜寝る毎に口中掃除
- 一〇 高二 衛生は萬病の敵なり
- 一一 尋五 母さんの注意のない先掃除せう
- 一二 尋四 わるさをする手で帚持て
- 一三 尋五 一人の不衛生は萬人のけんこうをがいす
- 一四 尋四 衛生で研げよ大和魂の人物を

- 一五 尋五 はい取り蚊取りねずみ取傳染病の根をたちて無病の社會を作りませう
- 一六 高二 衛生の庭に福壽草
- 一七 尋五 今日の清潔明日は衛生
- 一八 高二 身体の保険は衛生なり
- 一九 尋六 オシロイ塗るよりアカ(垢)落せ
- 二〇 尋三 一人の不潔は萬人を殺す
- 二一 尋六 きれいなさい臺所
- 二二 尋一 何よりも命は大事掃除大切
- 二三 尋六 三度三度の食事をきめて早寝早起身の藥
- 二四 高二 長屋をろうて衛生守りや蠅もわくまい蚊も出まい
- 二五 尋三 日光によくあたり土に親しめ
- 二六 尋五 心と物事清潔に
- 二七 尋五 向ふ見ず衛生きらつて墓へ行き
- 二八 尋六 手の指三本が我身の敵

- 二九 尋四 衛生くみあいみなのため國のため
- 三〇 尋一 衛生の花に健康の實あり
- 三一 尋五 日に一度間毎々々に風通せ
- 三二 尋五 孝は百行の基不衛生は萬病の基
- 三三 尋三 病氣のはじめはふけつから
- 三四 尋六 衛生は健康の鍵
- 三五 尋六 青瓢箪間食やめて元氣づき
- 三六 高一 ばいきん殺して國生かせ
- 三七 尋四 ペストの用心ねずみを取りませう
- 三八 尋五 病は口から御用心
- 三九 尋六 光線の不注意は近眼の育て上げ
- 四〇 尋三 坐らず立つて帚持ち
- 四一 尋四 みんなそうじの上手な家はみんなが丈夫でにこにこ
- 四二 尋二 長いきもわか死するも口一つ

四三 高二 きれいさつぱり病魔がきらふ
 四四 高一 清潔は明日とは言はず今すぐに
 四五 尋六 のみものくいもの氣をつけよ、ごみを捨るな道はたへ
 四六 尋六 よく洗へよ日(火)にあてよ
 四七 尋五 日曜は活動見るより郊外へ
 四八 尋六 渦巻くバイキン乗り切る衛生
 四九 高一 食卓にふきんかけるも衛生なり
 五〇 高一 不衛生は少しづゝ含む毒薬なり
 五一 高二 衛生を笑ふ者は病氣なく
 五二 高二 不衛生の門口は厄病來る
 五三 高一 衛生の親友は清潔だ
 五四 尋一 トンボトルヨリハエヲトレ
 五五 高一 君は生水僕はお湯よ
 五六 尋四 べつたらうつよ、ハ岬ヲヤテ

五七 尋二 きたないあそびをすな
 五八 高一 衛生は健康の母
 五九 高一 掃除するなら隅々を
 六〇 尋六 一人の不衛生は萬民の苦しみ
 六一 尋一 チリスルナハヒヲトレ
 六二 尋六 注意せよ身の清潔と飲食を
 六三 尋三 のらくらとあそぶ間に蠅殺せ
 六四 高二 菜葉流すな長屋の溝へつまりや互に氣がつまる
 六五 尋六 のみすぎくいすぎおみのどく
 六六 尋六 衛生は先づ臺所の整理から
 六七 尋六 油断すな飲食物に勉強に
 六八 高二 かゝるな、かくすな傳染病
 六九 尋三 衛生といへば蠅と答へよ
 七〇 尋五 永生は衛生から

七一	尋五	衛生は我身の爲や人の爲
七二	尋三	セイケツニマサルイノチノホケンナシ
七三	尋一	サウジノジヤウズナウチニハビヤウキハナイ
七四	尋一	オナカハ八ブメゲンキハーツバイ
七五	尋五	衛生は命を延す福の神
七六	尋六	衛生を守る家には病なし
七七	尋三	そうじをせない家はばいきんだらけ
七八	尋六	かん食はからだの衛生かきみだす
七九	尋六	暴飲暴食短命の原 <small>（原）</small>
八〇	尋四	そうじじゆうぶんはらはちぶ

學童作成衛生宣傳標語當選順位

等別番號
一等六八

入選標語
かゝるなかくすな傳染病

校名學年氏名

二 等 一 九	オシロイ塗ヨリアカ(垢)落セ	第四高二女	諏訪 信
二 等 五 四	トンボトルヨリハエヲトレ	第二尋六女	木庭 春子
三 等 三 〇	衛生の花に健康の實あり	第二尋一男	小森 条三
三 等 四 五	のみものくいもの氣をつけよ、ごみを捨つるな道ばたへ	第二尋一男	野村 豊
三 等 五 〇	不衛生は少しづゝ呑む毒藥なり	第二尋六女	谷本 静子
四 等 四 七	日曜は活動見るより郊外へ	第二高一女	岸本 美津恵
四 等 六 四	菜葉流すな長家の溝へつまりや互の氣がつまる	第三尋五女	經塚 喜美子

四等七〇 永生は衛生から

第四高二女 原田夏江

四等八〇 そうじじゆうぶんはらちぶ

第二尋五女 馬場辰美

選外佳作

第四尋四女 大久保久江

一等六七 油断すな飲食物に勉強に

第三尋六男 井花武治

二等七五 衛生は命を延ばす福の神

第三尋五男 道之前重治

三等七六 衛生を守る家には病なし

第四尋六女 中山光子

以上

市の溝渠浚えに就て

昭和四年二月、大阪市役所保健部清掃課では本組合を通じて溝渠浚えに關して大林左の要項にて注意方を促す處があつた。

『保健上須臾も忽忽に附されない汚水の排泄を完全にするには下水道の改良に須たねばならぬが今日の際各自實質に負擔になつて居る溝渠浚えに俟たねばならない然るに無矢味と塵芥、土砂類を放り込むの悪弊は甚しく不都合な事でも然も浪費するの結果となる此際特に注意して可成遺憾なきやう努めたい』

組合管内下水道排水状況

平時の衛生事業として日々溝渠浚えに努めて居るが、將來市として當組合管内の下水道排水に就て計劃あり、これが實行に着手して居るかは實に重大なる問題で、組合員より問合せ相重り昭和三年九月八日、次の通り市當局の企劃せる海老江抽水所及大仁抽水所に關して次の通り概要の説明あり、取り敢へず役員に通知を發する處があつた。

當組合管内下水道排水の件

當組合管内は低地にして加ふるに下水道不完全排水口の狹隘各種事情の下に管内住民の損害甚だしく下水浚渫掃除の任にある當組合の作業上にも一大支障を生じつゝあるは甚だ遺憾とする處に有之保健衛生上より見て組合は常に修理保全の義務ある大阪市に交渉を重ねつゝありしも曾て何等の曙光を見出す能はざりしが今回當局の企劃せる抽水所設置の實現する事と相成候は誠に堪へざる處に有之候

今當組合が島崎市土木部長に就て調査したる處に依れば今回の下水工事は主として特有方面の下水處理にして總工費壹千七百五十萬圓にして事務豫定昭和參年より向ふ十ヶ年本月九日を以て工事に着手し三ヶ年後に抽水所を設置し後二ヶ年にして幹線土管埋設の工事を終り次で五ヶ年にして支線土管の工事竣工之を以て此大事業は完成するものなるも三年後の抽水所設置によりて當組合管内は非常なる緩和を見るべき見込に有之候

尙該抽水所設置場所及抽水區域は

一、海老江抽水所 阪神淀川停留場西側

抽水區域 大仁新道以西

一、大仁抽水所 大仁町現抽水所附近

抽水區域 大仁新道以東

以上は前記の通り本月十日より工事着手致事と決定致候間抽水所設置に關する概要右御報告申上候

下水道第一期事業

(參考 昭和參年五月六日大毎掲載)

一事業費總額 千七百五十萬圓(自昭和參年度至全捨貳年度) 十ヶ年間

一事業大別 市内周圍部に排水區七ヶ所設置

一第一排水區 (港區八幡屋町市岡方面)

面積百拾貳萬九千貳百卅參坪

市岡抽水所にポンプ増設し尻無川へ放出する

一第二排水區 (西淀川區海老江町方面)

面積六十三萬貳千九百五十一坪

海老江に抽水所を設けて新淀川へ放出する

一第三排水區 (東淀川區長柄中津方面)

面積七十六万六千九百九十七坪

既設北野抽水所にポンプ増設して聖天川に放出する

一第四排水區（天王寺中道方面）

面積百四十一万六千六百六十三坪

中濱町に抽水所を新設して平野川へ放出する

一第五排水區（今宮方面）

面積百三十万六千五百八十八坪

津守町に抽水所を設け木津川へ放出する

一第六排水區（玉出方面）

面積七十五万五千八百二十六坪

粉濱町に抽水所を設け十三間堀川へ放出する

一第七排水區（平野方面）

面積拾八万四千四百卅五坪

自然流通し附近河川へ放出する

而してこれ等の排水區が完全の上はこれらを中部、南部、北部、淀川北部、東部の五六處理區に取り纏めて完全なる下水處理を行ふのである。

それは追て第二期計畫として事業認可を申請するものとす。

昭和參年九月、區内西淀川區役所流川及聖天川の二川を横斷する省線複々線基礎工事による堰のため水路が閉塞し流水意の如くならず、豪雨の際被害が甚だしいので左の歎願書を鐵道省に提出す。

歎 願 書

此花區上福島と西淀川區浦江町との境界を貫通せる聖天川及西淀川區役所前を流るゝ流川との兩川を横斷せる鐵道省複々線橋梁基礎工事の結果水路閉塞狹隘自然悪水の排水に一大支障を來たすのみならず常に降雨の際に於ては數千戸内に浸水し營業交通衛生上の被害甚大にして人命に危害を及ぼす慮れあり之を前述の理由によるものは降雨出水の際に於ける堰の上下約三尺の高低を有するに於て明らかなる處に有之候就ては住民の被害苦痛をば考慮御諒察の上速かに最善の方法を講ぜられ大仁浦江町民を安全幸福ならしめられんことを前記町民を代表して茲に及歎願候也

昭和參年九月五日

大阪市西淀川區浦江大仁居民代表

鷺洲衛生組合長 近 森 麒 一

鐵道省大阪鐵道局

大阪改良事務所々長殿

右に就き昭和三年六月六日の提出により、同月拾一日大阪驛改良工事係主任が來所し該堰は今後一週間で竣工するを以て直ちに撤去する、若し其期間内降雨のため減水せぬ際は適應の處置を施行する旨回答があつた。

下水道會所數及延長 (昭和五年現在)

區域	大會所	小會所	合計	大下水里數	小下水里數	合計延長里數
海老江	二〇五	六、九二五	七、一三〇	三里十八町	二十二里	二十五里二
				十四間	九町二十間	十七町三十四間
南浦江	一一〇	四、五二〇	四、六三〇	一里四町	十七里	十八里十二町
				五十間	七町十間	

北浦江	一六七	三、五〇二	三、六六九	一里二十	十八里二	二十里十六
				七町二十間	十五町十間	町三十間
大仁	一六〇	二、六六五	二、八二五	二里十町	十九里十	二十一里二
				十二間	町四十間	十五町二十間
合計	六四二	一七、六一二	一八、二五四	總延長合計里數	八十六里十八町二十四間	

管内番地入地圖作製

當鷺洲衛生組合管内番地入地圖(四六全紙大)を昭和四年作成したるを更に復寫の都度組合員に實費參拾錢にて頒布する旨を告知し、申込者に對し組合事務所にて交付した。

道路撤水用給水に努む

本區内には各所に申出を待ち、道路撤水用給水に努め其の施行を奨む、これが關係上、上水道使用料金の特別取扱を當局に願出ると共に工事費一切を當方負擔として認可を待ちつゝ、繼續的に實行しつゝあり。

厩舎消毒を實行す

昭和七年拾月拾四日中津警察署管内の各厩舎消毒の實行は(飼主と交渉半馬五拾七匹)の注意を拂ふ。

空家調査を行ふ

大正十五年十月九日、當組合は隔月に一回空家に就いて調査し参考迄に所轄警察署に通知す。
(参考、大正十五年十月九日)

海老江	四八八戸	南浦江	三一一戸
北浦江	三七四戸	大仁	一九九戸
合 計	一三七二戸		

方面委員と連絡を執る

區内方面委員を通じて方面取扱カード階級で特に當組合費を免除するもの又は之が軽減を要すると認め
るもの、住所氏名の報告を得て適宜の處置を行ひつゝあり。

従業員の服装を統一す

組合使用掃除人夫に對し服装統一のため組合名義入法被及び別記マーク付海軍形帽子着用する事に昭和

貳年五月決定す。

御大典に際し衛生注意書を配布す

昭和參年、曠古の御大典は萬民齊しく奉祝申上ぐる所、我々は奉祝の第一歩として先づ意を衛生に注が
ねばならむ。擧げさせらるゝ京都府と隣接、交通頻繁の間で一朝傳染病の流行を來さんか誠に畏れ多い次
第である、此際注意を喚起し互に健康を保ち傳染病を未發に制遏すべしとて本組合は大阪市保健部と協力
し特に衛生注意書を配り努むる處があつた。

(昭和八年三月)

尙次の通り御大禮の御盛儀に協力一致、衛生上に些の遺策のないやう協議を重ねた。

協議事項

一、清潔傳染に關する件

- (1) 街路並に之に沿へる河川溝渠及下水溝の掃除浚渫を行ひ、常に清潔保持に努むること
 - (2) 下水溝渠の汚水を停滞ならしめない様注意し疎通を完全ならしむること
- 二、塵芥處分に關する件

- (1) 各戸につき塵芥箱備付の有無並に其の破損等を調査し備付改善等を爲さしむること
(2) 空地街路等塵芥投棄に依り不潔なる箇所を時々清掃し清潔の保持に努力すること
- 三、路傍演説開催に關する件
八月、九月、十月に涉り毎月一回以上組合部内一圓に涉り一般衛生思想の喚起を目的に路傍演説を施行すること
- 四、宣傳ビラ配布に關する件
一般衛生思想喚起を目的とする宣傳ビラを組合部内各戸に配布し組合員として本思想の喚起を爲さしむること
- 五、石油乳劑クロール石灰水等の消毒薬配布に關する件
組合員各戸に以上の消毒薬を配布し便所、塵芥箱等不潔の個所に撒布せしめ豫防目的達成に努むること
- 六、蠅の驅除に關する件
懸賞其他適當の方法に因り蠅の驅除に努むる事
- 七、衛生講話開催に關する件

- 八、塵芥投棄者取締に關する件
小學校其の他を利用して衛生講話を開催し一般衛生思想の喚起に格段の努力を拂ふこと
- 九、撤水勵行に關する件
近時河川、空地等に塵芥投棄するもの漸次増加の傾向あり公衆衛生有害なるは論を俟たざる處なるを以て徹底的取締を勵行し清淨保持に努むること
- 本件は其勵行に努められつゝありと信するも尙爾後は警察當局と相協力細密の箇所に関し格段の勵行に努め砂塵の飛散を防ぎ防疫の一端を完全ならしめんとす

以上

奉迎に格段の努力を傾注す

昭和四年五月、初夏の候畏くも 聖上陛下には當大阪市に行幸遊ばさる。衛生事項に就ては事前在りて十全の策を立て不斷繼續的に實施し其成績の向上に努め些の遺漏なきやう茲に左の通り協議、實行を重ねる處があつた。

協議事項

一、清淨保持に關する件

(イ) 街路並之に沿へる河川、溝渠及下水溝の掃除、浚渫を勵行し常に清潔保持に努むること
(ロ) 下水、溝渠の汚水、停滯なからしむる様、注意し疎通の完全を期すること

二、捕鼠收容設置に關する件

大阪府は捕鼠勵行に努めつゝあるが其の收容數は昨年市に於て買収方中止と共に全部を引揚現在は一部の巡查派出所に設置さるのみで捕鼠は街路空地等に放棄されあるを散見する、此際其増置に俟ち毎日蒐集の上市常備の收容箱に投入し目的を達するやう

三、塵芥處分に關する件

各戸に付き塵芥箱備付の有無並に其破損せるものを調査し新調修繕等をなさしむること

四、路傍演説開催に關する件

四月十五日より五月十五日まで數回反覆衛生思想喚起を目的とする路傍演説を実施すること

五、宣傳ビラ配布に關する件

組内部内全戸に配付し一般衛生思想喚起に努むること

六、消毒薬配布に關する件

組内部内各戸に石油乳劑等の消毒薬を配布し便所塵芥箱其他不潔の個所に撒布し豫防の目的達成に努むること

七、蠅の驅除に關する件

大阪市衛生聯合會主催の懸賞捕蠅に格別の援助を與へ蠅の驅除に努むること

八、衛生講話開催に關する件

小學校其他を利用し衛生講話を開催し一般衛生思想の喚起に努むること

九、塵芥投棄者取締に關する件

街路空地河川等に塵芥を投棄し、公衆衛生を顧みざるものあるので違反者の取締を勵行し其の根絶を計り清淨保持に努むること

十、撒水に關する件

行幸を機として格段の努力を傾注し遺策なきことを期すること

第六... 第七... 第八... 第九... 第十... 第十一... 第十二...

第一章

第一... 第二... 第三... 第四... 第五... 第六... 第七... 第八... 第九... 第十...

第十一... 第十二... 第十三... 第十四... 第十五... 第十六... 第十七... 第十八...

第十九... 第二十... 第二十一... 第二十二... 第二十三... 第二十四... 第二十五...

第二十六... 第二十七... 第二十八... 第二十九... 第三十... 第三十一... 第三十二...

第三十三... 第三十四... 第三十五... 第三十六... 第三十七... 第三十八... 第三十九...

第四十... 第四十一... 第四十二... 第四十三... 第四十四... 第四十五... 第四十六...

第四十七... 第四十八... 第四十九... 第五十... 第五十一... 第五十二... 第五十三...

第五十四... 第五十五... 第五十六... 第五十七... 第五十八... 第五十九... 第六十...

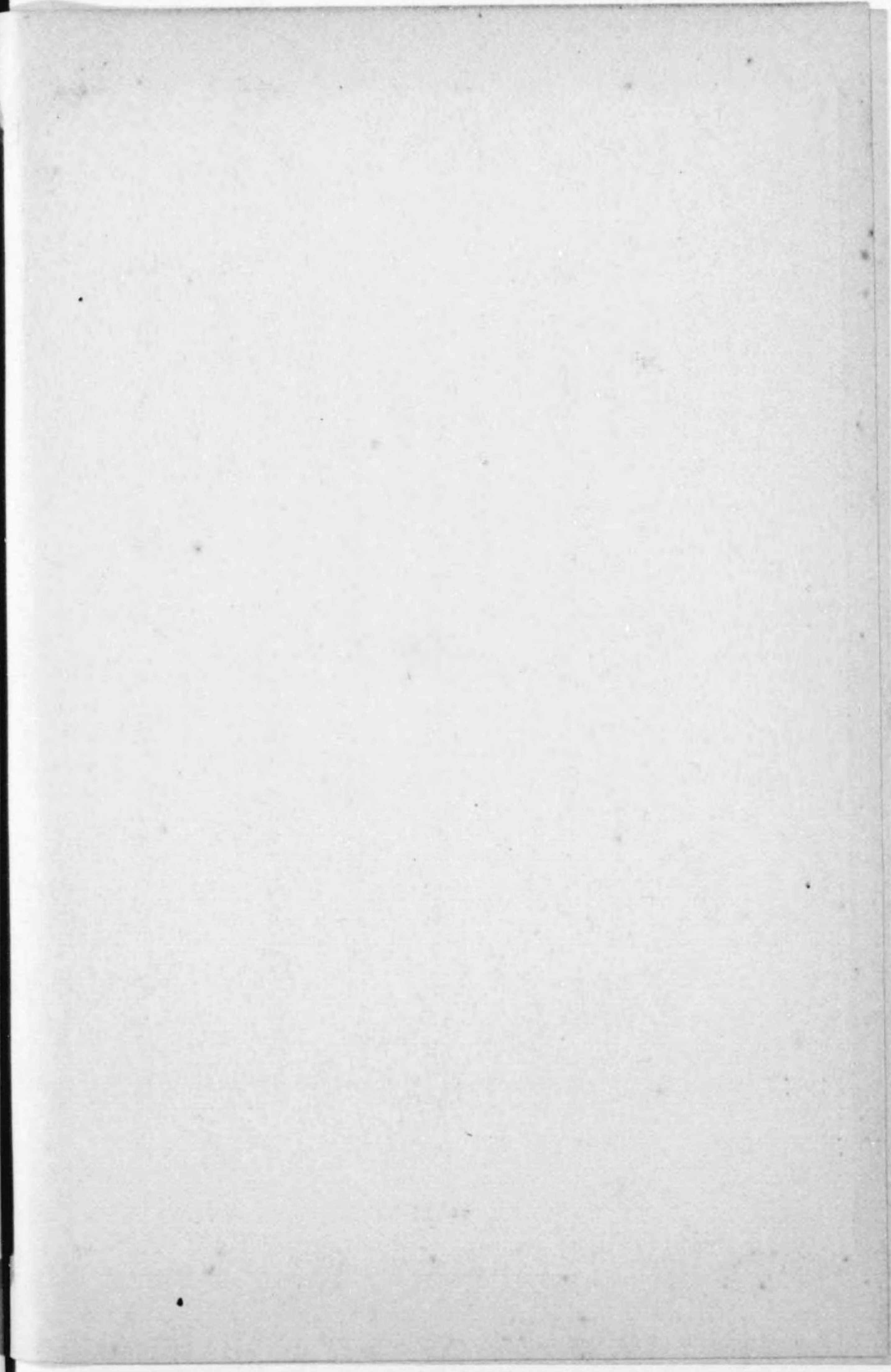
第六十一... 第六十二... 第六十三... 第六十四... 第六十五... 第六十六... 第六十七...

第六十八... 第六十九... 第七十... 第七十一... 第七十二... 第七十三... 第七十四...

第七十五... 第七十六... 第七十七... 第七十八... 第七十九... 第八十... 第八十一...

第八十二... 第八十三... 第八十四... 第八十五... 第八十六... 第八十七... 第八十八...

第八十九... 第九十... 第九十一... 第九十二... 第九十三... 第九十四... 第九十五...



昭和二年施設事業其他調
 一、街路掃除
 二、街路撒水
 三、便所掃除
 四、下水掃除
 五、塵芥掃除
 六、特殊塵芥蒐集
 七、日常作業

全年

自淀川大橋南詰至野田阪神
 自大仁新道壹地至北大阪線迄

附 錄

昭和二年施設事業其他調

種 別	直營又は 請負の別	従事人夫 汲人員	期間又 は時期	回数又 は件數	施 行 概 況
塵 芥 掃 除	直 營	貳 名		壹 三 日 間 回	特殊塵芥蒐集
下 水 掃 除	直 營	貳 拾 名			日常作業
便 所 掃 除	請 負		全 年		
街 路 撒 水	請 負				
街 路 清 潔					

糞尿汲取 常時汲取
 汲取 應急汲取
 衛生講話又は活動寫眞映寫 視集人員 一六、五〇〇人
 種痘勸行 自六月至九月 十一回 臨時申込斡旋す
 管内各小學校及路傍に於て
 人体寄生虫の驅除
 鼠族又は蠅驅除
 消毒藥劑散布 自六月至九月 三日一回 組合施設塵芥箱散布
 注意書の配布 八回 コレラ豫防、狂犬病豫防種痘奨勵
 衛生デ1其他

其他参考事項

- 一、會議件數 六回
- 二、組合事務従事員數 書記壹名、事務員壹名、集金三名
- 三、現業従事監督及人夫員數 監督壹名人夫貳拾貳名

- 四、組合費徴收戸數 壹万貳千參百四十二戸
- 五、滯納者數 ナシ
- 六、小學兒童衛生宣傳標語募集

昭和參年施設事業其他調

種別	直營又は請負の別	施行時期	従事人員實人員	回数又は件數	施行概況
塵芥掃除	直營	毎日	貳名		特種塵芥蒐集
下水掃除	直營		貳拾貳名		日常作業
便所掃除					
街路撒水	請負				(海老江)自野田阪神至淀川大橋 (大仁)自本町一丁目一地至二丁目
街路清潔					貳ヶ所
糞尿汲取	常設汲取				
汲取 應急汲取					
汲取 斡旋					十一ヶ月 臨時申込みの斡旋

衛生講話又は活動寫眞映寫

一八、三〇〇人 活動五回 講演五十回

(壹万五千人) 管内各小學校及路傍にて 鶯洲自第一至第四學校各四日間 十六回同第五學校一回

種痘の勵行

一七、八六九人 接種人員 延十七回

チブス又ハコレラ豫防注射

人体寄生中驅除

鼠族又は蠅驅除

消毒藥劑の配布又は撒布

注意書の配布

直營 自六月至九月

適宜撒布 十二回

組合配置塵芥箱の消毒並に傳染病患者發生附近の消毒 種痘、狂犬病豫防、塵芥に關するもの其の他傳染病豫防宣傳

其他臨時施設概況

參考事項

一、會議數件

六回

二、組合事務從事員數

書記一名、事務員一名、集金三名

三、現業從事監督及人夫員數

監督二名人夫貳拾貳名

四、組合費徵收戸數

壹万貳千參百戸

五、組合費滯納戸數

ナシ

一、注意書配布

拾貳回

一、路傍演説

御大禮に關するもの 狂犬病豫防

參拾回

一、幹線浚渫

延長一約十三里

人員一延千八百人

一、沭川浚渫

延長一約三里三十町

人員一延五百五十人

一、十月十六日 鐵道省複々線架橋基礎工事のため沭幅狹隘となり市及鐵道省に交渉の結果實施調査により橋臺よりは上は十八尺、下は十一尺の間に副四尺、鐵筋コンクリートの排水路施設と決し十一月末完成す

一、三月十四日 右同水路に堰を設けた結果排水關係から上流住民の迷惑甚しく鐵道省と交渉の結果降雨時又は其他滿水の場合は動力ポンプを以て排水することと決す

一、沭川特凌 (堀下)(市水道課)

三月九日より二十日間、延長四百三十間

一、組合員數 (昭和三年十二月調査)

壹萬壹千四百四十一戸（空家壹千五百七十戸）（總計壹萬參千拾壹戸）

昭和四年施設事業其他調

種別	直請負の別	營時	施行時間	従事人員	回数又は件數	施行概況
塵芥掃除 (市營を除く)	直營	毎日	貳拾貳名	貳拾貳名	四ヶ所	特殊塵芥の蒐集 日常作業
下水掃除	直營	毎日	貳拾貳名	貳拾貳名	四ヶ所	大仁二ヶ所、南浦江一ヶ所 海老江一ヶ所
便所掃除	直營	毎日	貳拾貳名	貳拾貳名	四ヶ所	大仁二ヶ所、南浦江一ヶ所 海老江一ヶ所
街路撒水	請負				四ヶ所	大仁二ヶ所、南浦江一ヶ所 海老江一ヶ所
街路清潔	請負				四ヶ所	大仁二ヶ所、南浦江一ヶ所 海老江一ヶ所
糞尿汲取 常時汲取 汲取 汲取 汲取 汲取	請負				四ヶ所	大仁二ヶ所、南浦江一ヶ所 海老江一ヶ所
衛生講話又は 活動寫眞の映畫	請負				一回	臨時申込に對する斡旋 傳染病豫防宣傳として衛生劇を各 學校に於て開催其の他講演
人體寄生虫驅除	請負				一回	臨時申込に對する斡旋 傳染病豫防宣傳として衛生劇を各 學校に於て開催其の他講演

參集人員
一八、五〇〇人

十一ヶ月
十回位

鼠の旅又は 驅除	直營	自四月 至五月	適宜	懸賞蠅取デ
消毒藥劑の配布 又は撤布	直營	自六月 至九月	適宜	塵芥箱消毒及傳染病患者發生の附近の消毒
種痘勵行	直營	自八月二日 至九月十二日	適宜	當組合管内に眞性患者發生せるに より之が豫防絶滅に全力を傾倒す ラ豫防宣傳其の他
チブス又コレラ 嫁防注射	直營	自八月二日 至九月十二日	適宜	當組合管内に眞性患者發生せるに より之が豫防絶滅に全力を傾倒す ラ豫防宣傳其の他
注意書の配布	直營		適宜	當組合管内に眞性患者發生せるに より之が豫防絶滅に全力を傾倒す ラ豫防宣傳其の他

其他施設概要

参考事項

- 一、評議員會開會の數
 - 二、組合書記其他事務従事員數
 - 三、現業従事監督及人夫員數
 - 四、組合費徴收戸數
 - 三、組合費滞納者數
- 六 回
- 書記一名、事務員一名、集金人一名、使丁一名
監督貳名人夫二十二名
壹萬貳千五百名
- なし
- 以上

二、鷺洲衛生組合所有不動産調

(土地) 以上前年通りに付省略す
(家屋) 以上前年通りに付省略す

三、衛生組合使用人退職疾病又は死亡に對する給與金支給規程制定の有無

以上前年報告の通りに付省略す

昭和五年施設事業其他調

種別	直營又は請負の別	施行時期	従事人員	回数又は件數	施行概況
塵芥掃除 (市營を除く)	請負	毎日	壹名		特殊塵芥蒐集 日常作業
下水掃除	直營	毎日	貳拾貳名		
便所掃除					
街路撒水	請負				五ヶ所
街路清潔	直營	自七月至九月	壹組二名		大仁二ヶ所、南浦江二ヶ所、海老江一ヶ所 臨時雇人夫をして従事せしむ延人員百七十人

糞尿常時汲取
汲取應急汲取
汲取

衛生講話又は活動寫眞映寫

自四月至十一月

參集人員延二萬人

衛生劇四回
講話四回
傍演說八回

臨時申込に對する斡旋
傳染病豫防宣傳、衛生劇四回其の他衛生講話及路傍演說

種痘勸行

チブス又はコレラ豫防注射

人體寄生虫驅除

鼠族又は蠅の驅除

自一月至二月

一五、〇〇回数

ベスト豫防、パンフレット配布及揭示各二圖

消毒藥劑の配布又は撒布

自六月至九月

適宜撒布

塵芥箱、厩舎牧場、傳染病患者發生家屋附近等の消毒

注意書の配布

貳拾回

結核病豫防、狂犬病、衛生デ、各種傳染病豫防宣傳、塵芥の投棄防止、健康週間宣傳

參考事項

一、役員會開會數

評議員會六回、委員會貳回

- 二、組合書記、其他従事員數
書記貳名、事務員一名(臨時雇)
集金人貳名、給仕一名
- 三、現業従事監督及人夫員數
監督壹名、人夫貳拾貳名
- 四、組合費徴收戸數
壹萬貳千五百十戸
- 五、組合費滞納者
なし

一、鷺洲衛生組合所有不動産調
(土地及家屋) 前年と變りなし依て省略す

二、衛生組合使用人退職疾病又は死去に對する給與金支給規程制定の有無
前年報告の通りに付省略す

昭和六年施設事業其他調

種別	直營又は 請負別	施行 時期	従事員 實人員	回数又 は件數	施行概況
塵芥掃除 (市營を除く)	請負	毎日	一名		特種塵芥の蒐集
下水掃除	直營	毎日	二十二名		日常作業

便所掃除	請負			七ヶ所	大仁二ヶ所、南浦江二ヶ所 海老江三ヶ所 延人員貳百人
街路撒水	直營	自五月 至十二月	貳名		
街路清潔	直營	自五月 至十二月	貳名		
糞尿 常時汲取 應急汲取 汲取斡旋				十一ヶ月 十回位	臨時申込に對する斡旋
衛生講話又は 活動寫眞映畫	直營	自四月 至十一月		十二回	傳染病豫防宣傳、活動寫眞其他講 話會
種痘勵行				二回	パンフレット配布二七、〇〇〇枚
チブス又はコレ ラ豫防注射					
人体寄生虫の 驅除	直營			一回	管内小學校兒童に對し蛔虫驅除の 目的を以て海仁草寄贈す
鼠族又は蠅驅除	同	六月		一回	懸賞蠅捕施行す
消毒藥劑の 配付又は撒布	同	自四月 至六月			塵芥箱厩舎牧場傳染病患者發生家 屋附近大掃除無料配布

注意書の配付 同

三十回

結核豫防、塵芥箱無料塗替、懸賞
蠅取、活動寫真、種痘、狂犬病豫
防、衛生デパート其他

参 考 事 項

- 一、役員會議の種類と其の回数
- 二、組合書記其他事務従業員數
- 三、現業従事監督及人夫員
- 四、組合費徴收戸數
- 五、組合費滞納者數

評議員會三回、全協議會二回
書記一名、事務員一名、集金人二名、給仕一名
監督一名人夫二十二名
壹萬貳千參百戸
なし

(土地家屋共前年と同じ)

二、衛生組合使用人退職疾病又は死亡に對する給與金支給規定制定の有無
鷺洲衛生組合書記以下有給職員及掃除人夫退職並に死亡給與金支給規定(改正別記)
右改正案は昭和六年二月二十三日の評議員會に於て可決制定せるものなり

昭和七年施設事業其他調

種 別	直營又は 請負別	施行 期間	従業員 實人數	回数又 は件數	施 行 概 況
塵芥掃除 (市營を除く)	直營	毎日			日常作業
下水掃除	直營	毎日			
便所掃除					
街路撒水	請負	毎日		七ヶ所	大仁二ヶ所、浦江二ヶ所 海老江三ヶ所
街路清潔	直營	自四月 至十二月	貳名		延人員貳百七十名
糞尿常時汲取 汲取應急汲取				一ヶ月 十回位	臨時申込に對する應急處置
衛生講話又は活 動寫眞の映畫	直營	自四月 至十一月		十二回	傳染病豫防、宣傳活動寫眞、衛生 劇其他
種痘勸行	直營	五月十七日 至十八日 十九日			施行延人員二七五一四人 パンフレット配布三回四〇〇〇枚

チブス豫防注射	自九月二十六日 至十月六日	二回	區聯合會主催を應援
人體寄生虫の驅除	直營	一回	管内小學校兒童七、三〇八人に對する海仁草寄贈
蠅の驅除	直營 六月自六日 至三十日		懸賞捕蠅
消毒藥劑の配付又は撒布	直營 自四月 至十月		塵芥箱撒布、厩舎牧場消毒、傳染病患者發地附近の消毒、清潔方法施行の無料配布等
注意書の配布	直營	三十回	結核豫防、塵芥箱塗替、捕蠅宣傳種痘狂犬病、夏期傳染病豫防其他

其他施設概要

參考事項

- 一、役員會議の種類數と其の回数 評議員會七回、全協議會六回
- 二、組合書記其他事務従事員數 書記貳名、集金人貳名、給仕壹名
- 三、現業従事監督及人夫員數 監督壹名、人夫二十名
- 四、組合費徴收戸數 壹萬貳千參百戸
- 五、組合費滯納者數 なし

- 一、衛生組合所有不動産調
土地、家屋共に前年と同じ
- 二、衛生組合使用人退職疾病又は死亡に對する給與金支給規程制定の有無
前年と同じ

昭和八年事業概要

- 一、塵芥箱無料塗替 (四月一回、九月一回)
- 一、結核豫防週間宣傳ビラ配布 (四月)
- 一、種痘獎勵宣傳ビラ配布 (五月)
- 一、寄生虫驅除藥費寄贈(管内各小學校) (五月)
- 一、懸賞蠅捕施行(百疋入三、二〇〇個) (六月)
- 一、補缺選舉執行(海老江評議員貳名) (六月)
- 一、健康週間宣傳ビラ配布 (六月)
- 一、街路掃除 (自六月、至七月)

一、乳劑 無料 配給 (自六月、至九月)
 一、狂犬病豫防週間宣傳ビラ配布 (七月)

一、清潔方法施行 (八月)
 一、衛生宣傳會(講演と映畫) (八月)

一、ビリワクチン配布 (自七月九日、至九月二十日)
チフス五百五十八人
 エキリ百八十三人
 セキリ六十三人

一、傳染病患者發生數(昭和八年自一月、至九月)

病名	區			計
	大仁	北浦江	南浦江	
腸チブス	一〇	五	一八	五五
赤痢	一九	九	一六	五五
疫痢	一二	五	一〇	三七
チフテリヤ	一四	一三	八	五〇
バラチブス	一	〇	一	六
			海老江	
			一	一
			四	四
			一五	一五
			七	七
			五	五
			八	八
			八	八

脊流 計	熱			計
	行 膜性	紅 熱	脊 流	
〇	〇	四	〇	四
〇	〇	一〇	〇	一〇
六〇	四二	五八	九六	二五六

大仁各町別組合員數 (昭和七年四月現在)

町名	壹等	貳等	等外	自三等至六等	空家	合計
東一丁目	八	四	一二	二七〇	三四	三三八
同二丁目	四	一	五	二一三	二〇	二四三
本町一丁目	八	一二	二二	二九九	三八	三七九
同二丁目	九	八	一七	三八五	四九	四六八
同三丁目	五	〇	一五	三八三	一九	三三二
元町一丁目	二四	七	三	三〇七	二九	三七〇
同二丁目	一二	五	二	三一四	二二	三六五
西一丁目	一	一	一六	二二二	一七	二六七

同二丁目	〇	〇	二	〇	〇	二
合計	七一	三八	一〇四	二,三〇三	二三八	二,七四四

北浦江各町別組合員數 (昭和七年四月現在)

町名	壹等	貳等	等外	自三等至六等	空家	合計
北一丁目	三一	二三	二三	七八三	六六	九二六
同二丁目	二〇	一二	七	九八一	一一五	一,三三五
同三丁目	三	六	一六	三七九	七五	四七九
同四丁目	〇	〇	九	五九	三	七一
同五丁目	一	二	一三	三七	七	六〇
合計	五五	四三	六八	二,二三九	二六六	二,六七一

海老江各町別組合員數 (昭和七年四月現在)

町名	壹等	貳等	等外	自三等至六等	空家	合計
----	----	----	----	--------	----	----

上一丁目	五	一	二〇	二五三	一六	二九五
同二丁目	三五	三五	一四	八六五	六六	一,〇一五
同三丁目	五五	四一	三	七二八	五五	八八二
同四丁目	二	〇	二一	一一〇	八	一五一
中一丁目	六	一一	九	四二六	四〇	四九二
同二丁目	九	二	二	一八四	二三	二二〇
同三丁目	一四	九	三	三六三	三四	四二三
下一丁目	三	〇	四	三七〇	三六	四一三
同二丁目	七	三	二	七二二	一八二	九一六
同三丁目	二	〇	三	五四	二〇	七九
合計	一三八	一〇二	九一	四,〇七五	四八〇	四,八八六

南浦江各町別組合員數 (昭和七年四月現在)

町名	壹等	貳等	等外	自三等至六等	空家	合計
----	----	----	----	--------	----	----

上	一丁目	一五	二	八	四七二	三八	五三五
同	二丁目	九	二	一七	三五八	六八	四五四
同	三丁目	一	〇	八	二三八	一五	二六二
本	通一丁目	八	三	八	二四五	三一	二九五
同	二丁目	一四	二	二	四七七	五一	五五六
中	一丁目	七	一	三	三四〇	一五	三六六
同	二丁目	二	〇	一	二〇七	二二	二四二
南	一丁目	四	〇	六	二九七	二〇	三二七
同	二丁目	一	〇	一三	一六四	一四	一九二
川	上町	〇	一	三	一二八	一一	一四三
合	計	六一	一一	八九	二、九二六	二八五	三、三七二

本組合新舊役員數調

本組合が創設され其の事業の衝に當られたる役員は其の任期より觀るに

大正六年十月 正副組長參名。評議員八名。小組長。四拾參名
 大正六年十二月 正副組長貳名。會計壹名。評議員拾七名。小組長四十四名
 大正十年十二月 正副組長四名。會計壹名。評議員拾六名。小組長六拾八名
 大正十四年 正副組長四名。評議員貳拾貳名。小組長八拾名
 昭和四年 評議員參拾八名。委員百參拾六名。顧問四名
 計 四百九拾壹名の延人員となる各役員の努力により今日に至る

鷺洲衛生組合掃除監督並に集金人及
 掃除人夫被服類給與規程

第一條 當組合掃除監督並に集金人及び掃除人夫に對し本規程に據り被服現品を給與す
 女子集金人にありては被服料金を支給す

第二條 掃除監督及集金人には毎年豫算の定むる處に依り夏季及冬季の被服各壹着宛制帽壹個(制帽は監督にのみ)並に冬季外套着宛を給與す
 但し冬服及外套は着用期間を二ヶ年とす

第三條 掃除人夫には毎年豫算の定むる處に依り夏季及冬季の法被服各壹着宛及雨具を支給するものとす

第四條 給與被服は着用期間經過後は各受給者に無償下與す

第五條 給與品を受けたるもの着用期間中に退職したるときは各給與品の返納を爲さしむ

附 則

第六條 本規程は昭和貳年四月一日より之を施行す

選舉區別組合員數 (昭和八年八月現在)

選舉區	町名	居住數	空家	小計	合計
第一區(大仁)	東町	二九五	三七	三三二	八六九
	本町	一七八	一七五	三五四	
第二區(同)	本町	四三六	四三	四七八	八七八
	同町	四五三	四五	五〇八	
第三區(同)	元町	三四七	二九	三七六	一、〇〇一
	同町	三〇七	二九	三三六	

區	町名	居住數	空家	小計	合計
第四區(浦江)	北一丁目	九九一	五一	一、〇四二	一、〇四二
	北二丁目	一、〇五二	九九	一、一五一	
第五區(同)	北三丁目	四二八	六〇	四八八	六一一
	北四丁目	六三八	七九	七〇七	
第六區(同)	北五丁目	四二八	六〇	四八八	六一一
	北六丁目	六三八	七九	七〇七	
第七區(浦江)	同上	四九六	三九	五三五	一、三七六
	同上	二五九	三一	二九〇	
第八區(同)	本通	二五二	三三	二八五	一、〇六五
	同上	九九五	二六	一、〇二一	
第九區(同)	中町	三〇二	二一	三二三	九七五
	同上	一四二	一三	一五五	
第十區(海老江)	同上	二一〇	一一	二二一	二、一九八
	同上	四三〇	一一	四四一	
第十一區(同)	同上	三三三	一六	三五九	一、一〇六
	同上	一〇二	一六	一二八	

第十二區(同)	新	同	同	下		
					三二一	
					丁丁丁	
					町目目目	
						三六七
						七八一
						一三八
						一一二
						九四〇
						八九三
						一、四八一
合					一二、五五七	一、一九六
						一三、七五三

鷺洲衛生組合事務員 (昭和八年十二月現在)

書記 半田辰藏
 監督 伊藤百太郎
 書記並監督 曾我友彦
 集金係 北村松之助
 同 藤井五男也
 給仕 齋藤寅雄

昭和八年十二月十日印刷
 昭和八年十二月十三日發行

〔非賣品〕

編者 鷺洲衛生組合二十年史編輯委員會

右代表者 二川俊正

大阪市西淀川區大仁西一丁目二十番地

發行者 二川俊正

大阪市東淀川區中津南通四丁目六一

印刷者 芳谷武雄

大阪市東淀川區中津南通四丁目六一

印刷所 芳谷印刷所

電話土佐堀五五一番

大阪市西淀川區浦江本通二丁目七十八番地

發行所 鷺洲衛生組合

終

